

個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)

法令出版健康保険組合は、加入者個人に関する情報(以下「個人情報」といいます。)を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

1. 当健康保険組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
2. 当健康保険組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。
3. 当健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」といいます。)については、本人の同意の有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供いたしません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - ① 法令の定めに基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
4. 当健康保険組合は、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
5. 当健康保険組合の業務を委託する場合、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についても個人情報の保護に配慮し、委託先の適正な管理及び監督を行います。
6. 加入者が、加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当健康保険組合担当窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲で速やかに対応いたします。
7. 当健康保険組合は、加入者の個人情報の取扱いに関係する法令その他の規範を遵守するとともに、このプライバシーポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

個人情報利用目的の公表について

当組合においては、被保険者やその被扶養者(以下「加入者」といいます。)についての各種届出書や申請書などに記載されている個人情報(被保険者証の記号番号、取得・喪失年月日、加入者氏名、住所、生年月日、性別、標準報酬月額等)、及び医療機関等に受診された際の「診療報酬明細書(以下「レセプト」といいます。)」に記載されている個人情報の一部をデータベース化し、厚生労働省が示したガイドラインに基づき、以下のような健康保険事業に活用いたします。

1. 保険給付のため

【組合内部での利用】

- ・各種届出書やレセプトデータにより、法定給付・付加給付や高額療養費・一部負担還元金等の自動支払の実施

【他の事業者への情報提供を伴う利用】

- ・社会保険診療報酬支払基金へのレセプトの審査支払依頼
- ・第三者行為(交通事故等)に係る損保会社等への求償
- ・長野県柔道整復師審査委員会への療養費(柔道整復師の施術)の審査依頼
- ・健保連が実施する高額医療給付の共同事業
- ・海外療養費に係る翻訳のための外部委託

2. 保険料等徴収のため

【組合内部での利用】

- ・被保険者資格の確認、標準報酬月額・標準賞与額の把握
- ・被扶養者の認定
- ・健康保険被保険者証の発行管理

3. 保健事業のため

【組合内部での利用】

- ・健康の保持・増進のための健診や保健指導宣伝
- ・特定健診、特定保健指導の実施
- ・高額医療費・出産費の資金貸付事業

【他の事業者等への情報提供を伴う利用】

- ・健診機関へ成人病検査の委託(母体事業所と共同実施)
- ・特定健診、特定保健指導の実施状況管理及び国への報告
- ・健保連共同事業の実施委託

・薬品(斡旋品)購入者の配送委託

4. 診療報酬の審査・支払のため

【組合内部での利用】

・レセプトの内容点検・審査

5. 健保組合運営安定化のため

【組合内部での利用】

・医療費分析、疾病分析等

6. その他

・健保組合の管理運營業務に係る資料の作成

・第三者求償事務における保険会社・医療機関等への照会

・医療機関や他の保険者(区市町村、社会保険事務所を含む)から資格確認等があった場合

・健保連で実施するレセプト点検事務研修会の教材としてレセプトを利用(ただし個人情報を抹消して使用)

当組合では、本人の同意を得ないで、上記に特定された利用目的以外では個人情報を利用することとはいたしません。

また、今後、利用目的を変更した場合は、文書又はホームページで継続的に公表いたします。ただし、次に掲げる場合については適用外となります。

(1) 法令の定めに基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

個人情報の第三者への提供に関する包括的同意について

当組合で実施している次の給付金支給事業につきまして、これらの事業はいずれも個人情報の第三者への提供に該当するため本人の同意が必要となりますが、従来より本人の同意を個別に得ることをしないで実施しているものでありますので、被保険者の皆様から包括的な同意を得たものとさせていただきます。

(このことについて同意されない方におかれましては、当組合の相談窓口までご連絡ください。)

1. 高額療養費(医療費が法令で定められた以上の高額となった場合、支給する。)を、本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
2. 付加給付金(法令に規定する給付額に上乗せして支給する、当組合が定めた給付金)を、本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
3. 出産育児一時金や傷病手当金など現金による給付を事業主経由で行うこと。

特定個人情報の取扱いについて

特定個人情報とは、マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報のことです。健康保険組合は、マイナンバー制度により、他の医療保険者及び行政機関(以下「他機関」といいます。)との間で、加入者及び加入者であった者(以下「加入者等」といいます。)の特定個人情報について、提供し及び利用します(以下「情報連携」といいます。)

当組合では、この制度に沿って、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 19 条第 7 号において定められた他機関との情報連携において、以下のとおり加入者等の特定個人情報を取り扱います。

【組合の事務執行のため、他機関から情報の提供を受ける場合】

- ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
- ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
- ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
- ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等

【他機関の事務執行のため、組合が情報を提供する場合】

- ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
- ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

<お問合せ先>

法令出版健康保険組合

〒380-0936 長野市岡田町 176 番地

Tel. 026-226-1973

Fax. 026-225-6912